

新発田市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者等に対し、新発田市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）及び新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 補助金は、地域の金融機関等からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者等に対し、当該取組の事業化の段階で必要となる経費の一部を補助することにより、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業化の取組を促進し、もって地域での経済循環を創造することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる民間事業者等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に店舗、工場、事業所等を有し、又はそれらをこれから設けようとする者。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業を行わない者であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第

122号)の適用を受ける事業及び公序良俗に反する事業を行わない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、第2条に規定する目的に適合する事業であって、総務省要綱第8条の規定により市長が交付決定を受けた事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、総務省要綱第8条の規定により市長が交付決定を受けた日から第12条の規定により実績報告書を提出する日までの間に補助対象事業に要した経費のうち、次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	説明
施設整備費	補助対象事業の遂行に必要な建物、建物附属設備又は構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕又は購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	補助対象事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入又はリース・レンタルに係る経費(補助対象事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。)
備品費	補助対象事業の遂行に必要な備品の購入又はリース・レンタルに係る経費
調査研究費	補助対象事業の遂行に必要なものとして、補助対象者と連携する地域の大学等が行う調査研究に係る経費。ただし、補助対象者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から地域の金融機関等からの融資額及び補助対象者の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、2,500万円(地

域の金融機関等からの融資額等が補助金の額の1.5倍以上2倍未満である場合にあっては3,500万円、2倍以上である場合にあっては5,000万円)を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、新発田市地域経済循環創造事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 総務省要綱に規定する地域経済循環創造事業交付金実施計画書(総務省要綱別記様式第1号-1及び第1号-2)
- (2) 総務省要綱別記様式第1号-1(収支計画書)の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 工程表その他の補助対象事業の完了までのスケジュールが分かる書類
- (4) 市税の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項に規定する交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、新発田市地域経済循環創造事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記第2

号様式)により当該補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者(以下「補助決定者」という。)は、交付決定の内容に不服があるときには、交付決定の日から起算して20日を経過する日までに新発田市地域経済循環創造事業補助金取下申出書(別記第3号様式)を市長に提出することができる。

(状況報告)

第10条 補助決定者は、市長から要求があった場合は、補助対象事業の遂行状況について新発田市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

(事業計画変更等の承認)

第11条 補助決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、新発田市地域経済循環創造事業補助金変更申請書(別記第5号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 総務省要綱別記様式第1号-1(初期投資計画書)の資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。
- (3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助決定者の自由な創意により、より能率的な補助金の交付の目的の達成に資するものと考えられるとき。
 - イ 補助金の交付の目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。
- (4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は補助対象事業を廃止し

ようとするとき。

- 2 市長は、前項に規定する変更申請があった場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、新発田市地域経済循環創造事業補助金変更決定通知書（別記第6号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、新発田市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（別記第7号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 第7条第2項ただし書の規定により交付申請を行った補助決定者は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たって、補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容の審査を行い、補助対象事業が交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、新発田市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、次条第2項に規定する概算払いにより既にその確定額を超える補助金が交付されているときは、新発田市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書（別記第9号様式）により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、市長は、未納額についてその未納

期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助決定者は、前条第1項に規定する確定通知があったときは、速やかに新発田市地域経済循環創造事業補助金請求書(別記第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第8条に規定する交付決定の後に当該交付決定の額の80パーセントを上限として概算払いをすることができる。この場合において、補助決定者は、概算払いを必要とする理由を付して、新発田市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書(別記第11号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する補助金の請求又は前項に規定する概算払請求の内容が適正と認められたときは、速やかに補助金の全額又は概算払いの額を交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 第7条第2項ただし書により交付申請を行った補助決定者は、第12条第1項に規定する実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定したときは、その確定した金額(第12条第2項の規定により減額した補助決定者にあつては、その確定した金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(別記第12号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第13条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助決定者から補助対象事業の中止若しくは廃止の申請が

あったとき又は補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助決定者が法令、総務省要綱又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助決定者が補助金を補助対象事業以外の事業に使用したとき。
- (3) 補助決定者が補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- (4) 第8条に規定する交付決定の後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定を行った後においても適用があるものとする。

(交付決定の取消しに伴う補助金の返還等)

第17条 市長は、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する補助金が既に交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の返還を命ずるとき（前条第1項第4号に該当したときを除く。）は、当該補助金を補助決定者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第13条第3項の規定は、第1項の返還及び前項の加算金の納付の期限について準用する。

4 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。

5 補助決定者は、延滞金又は加算金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、新発田市地域経済循環創造事業補助金延滞金・加算金免除申請書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項に規定する申請があり、やむを得ない事情があると認め、延

滞金又は加算金の全部又は一部を免除するときは、新発田市地域経済循環創造事業補助金延滞金・加算金免除承認通知書（別記第14号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

（補助金の経理等）

第18条 補助決定者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（取得財産等）

第19条 補助決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助決定者は、取得財産等があるときは、新発田市地域経済循環創造事業補助金取得財産等管理明細表（別記第15号様式）を、第12条第1項に規定する実績報告書に添付しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第20条 取得財産等については、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「総務省交付規則」という。）第8条に定める期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条第4号及び第5号に規定する処分を制限する財産は、取得価格が単価50万円以上又は効用の増加価格が50万円以上のものとし、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、総務省交付規則第8条によるものとする。

3 補助決定者は、第1項に規定する市長の承認を受けようとするときは、新発田市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（別記第16号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、補助決定者に取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（収益状況報告書等）

第21条 補助決定者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、毎会計年度終了後の20日以内に、新発田市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（別記第17号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助決定者は、交付決定の日の属する年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域の金融機関等の協力のもと回答しなければならない。

（勧告・助言等）

第22条 市長は、補助決定者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、補助対象事業の実施の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

2 市長は、必要があると認める場合は、補助対象事業について検査を行い、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、補助決定者に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

